

第174期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

事業報告、計算書類及び連結計算書類

株式会社フジクラ



## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、2019年度の急速かつ大幅な業績悪化を受け、それまで推進してきた中期経営計画を断念し、基本戦略を「早期事業回復への集中」に転換して、全社一丸となって諸改革を推進してまいりました。

2020年9月には事業再生計画「100日プラン」を策定し、2つの重点施策に集中して再生を目指すことといたしました。1つ目は「グループガバナンスの強化」であり、2021年4月1日付で取締役及び執行役員の新半減による経営刷新を断行しました。取締役の責任と権限の明確化を図りつつ機動的な意思決定及び効率的な事業運営を行える体制として、カンパニー制を解消し、また、CEO（最高経営責任者）及びCOO（最高執行責任者）を設置することにより、早期事業再生を目指したものです。2つ目は「既存事業の聖域なき『選択と集中』」です。事業の安定化、及び最適事業ポートフォリオの追求を目指し、光ケーブルトータルソリューション事業の強化、エネルギー事業にかかるとの子会社の売却、設備投資の厳選、拠点統廃合や不動産売却等の固定費削減に努めてまいりました。

以上の施策の実行及び本年2月に公表したフレキシブルプリント配線板（以下、「FPC」といいます。）事業及びエネルギー事業の分社化方針の決定をもって、「事業再生フェーズ」における一連の取り組みに目途がついたことから、2022年度より「持続的成長フェーズ」へ舵を切ることを決断いたしました。

2021年度の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響による厳しさが残るものの、期の後半からは持ち直しの動きがみられました。しかしながら、2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵攻は、今後の経済に対する大きなリスクとなっています。

2021年度の当社グループの業績は、売上高は前年度比4.1%増の6,703億円、営業利益は同56.8%増の383億円の増収増益となりました。

売上面では、エレクトロニクス事業において、特にFPC事業について、「100日プラン」に基づき当社の高い技術力を活かせる領域へのシフトを進めたことで大幅な減収となっています。一方、エネルギー事業では主要な原材料である銅の価格が上昇したこと、及び当社の核心的領域として拡販を進めてきた情報通信事業において、各国のデータセンターや主に欧米における光インフラ網整備にかかる需要が活況となったこと等があり、全体としては増収となりました。

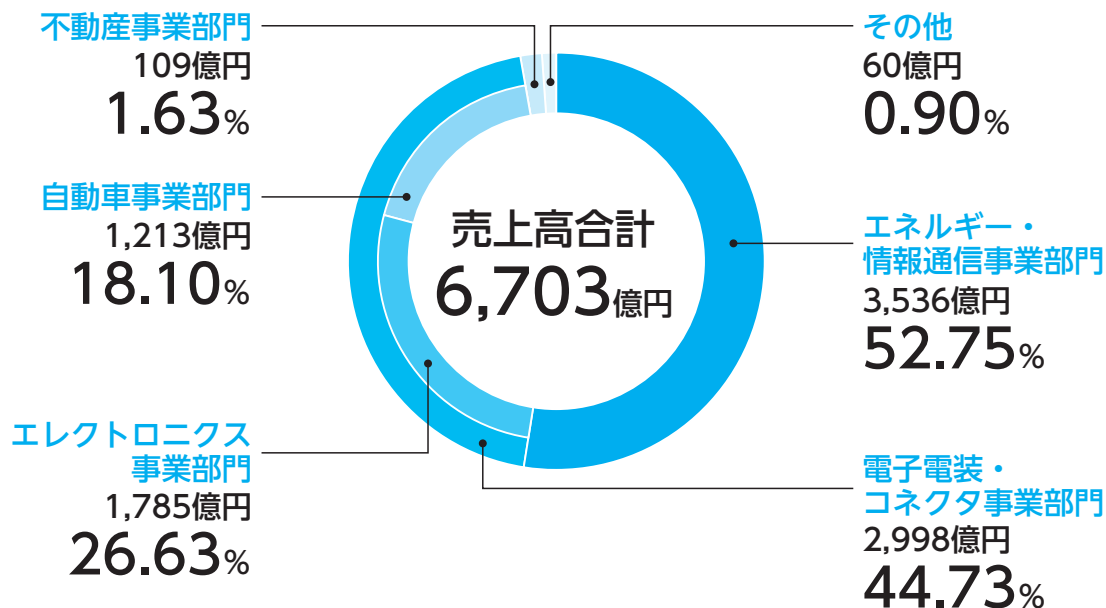
利益面では、自動車事業において、新型コロナウイルス感染症拡大、物流費の高騰、半導体不足の影響等により損失が拡大しましたが、情報通信事業及びエレクトロニクス事業において、それぞれ「100日プラン」に基づく施策として、光ケーブルトータルソリューション事業の強化、及びFPCについて高付加価値製品へのシフトを進めるとした受注戦略が功を奏し、全体として大幅な増益となりました。

経常利益は、営業外収益47億円及び営業外費用89億円を計上し、前年度から157億円増の341億円となりました。

特別損益として、財務体質の改善を目的に行った固定資産の売却益合計154億円、エネルギー事業関連子会社の売却益合計57億円等、総額223億円の利益を計上し、一方、特別転身支援制度その他の事業構造改善費用等、総額47億円の損失を計上しました。なお、特別転身支援制度とは、当社が持続的成長フェーズへ踏み出すにあたって、新たなキャリア形成又は自身のライフプランの見直しを志向する従業員を特別な形で支援するために実施した制度です。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度54億円の損失計上から一転して445億円増益の391億円となりました。

## 各事業部門の概況



(単位：億円)

事業区分等	期	第173期 2020年度	第174期 (当期) 2021年度	増 減
エネルギー・情報通信事業部門		3,059	3,536	477
電子電装・コネクタ事業部門		3,218	2,998	△220
エレクトロニクス事業部門		1,999	1,785	△214
自動車事業部門		1,219	1,213	△6
不動産事業部門		109	109	△0
その他		52	60	9
合 計		6,437	6,703	266

\*第174期 (当期) より、従来の社内カンパニー制を発展的に解消して事業部門制に変更いたしました。これに合わせて事業区分の名称を変更いたしました。



## エネルギー・情報通信事業部門

### 主要な事業内容：

産業用、送電・配電用、通信用など多種多様な電線やケーブル及び機器類並びに光ネットワーク構築のための光ファイバ・ケーブルや各種製品を提供しています。

産業用電線、通信用メタルケーブル、架空送電線、OPGW（光ファイバ複合架空地線）、配電線、電力用ケーブル、電線・電力ケーブル用接続部品、巻線、光ファイバ・ケーブル、光コネクタ等の接続用部品、光デバイス、光融着接続機、光線路監視システム、光伝送機器、光配線システム、関連工事

この事業部門全体の売上高は前年度比15.6%増の3,536億円、営業利益は前年度から70億円増の252億円となりました。

エネルギー事業部門では、建設向け需要は下期以降回復が見られましたが、通期では前年度から引き続き低調となりました。一方、主要な原材料である銅の価格が高騰したこと、及び米国における電力インフラ投資向け需要が堅調に推移したことから、売上高は前年度に比べ8.2%増の1,792億円となりました。一方、利益面では、前年度は銅価格が急騰したことで材料評価差益が増益要因となりましたが、当年度は銅価格が継続的に高値で推移したことでこの評価差益がわずかにとどまったこと、及び物流費の高騰や米国における設備投資に遅れが生じたことなどがあって、大幅な減益となりました。

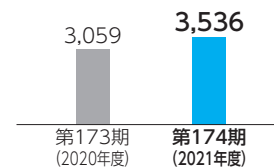
情報通信事業部門は、当社の核心的事業と位置付けており、高付加価値戦略商品「Spider Web Ribbon®/Wrapping Tube Cable®」（以下「SWR®/WTC®」といいます。）（\*）及びこれを軸とする光機器コンポーネントや、光融着接続機等の周辺製品やサービスを加えた、光ケーブルトータルソリューション事業として拡販を進めてきました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワーク需要の高まり、5G、IoT等の次世代インフラ整備の需要と相まって、特に当社が主戦場と見定めている欧米を中心に、FTTx、データセンタ等の通信インフラ網の構築・増強投資が活況となりました。以上の結果、この部門の売上高は、前年度に比べ24.3%増の1,745億円となり、営業利益は同様に大幅な増益となりました。

（\*）SWR®/WTC®は、従来に比べ細径・軽量・高密度であり、工事費も削減可能である光ケーブルです。

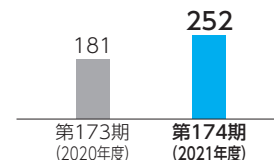
### 売上高

（単位：億円）



### 営業利益

（単位：億円）





## 電子電装・コネクタ事業部門

### 主要な事業内容：

デジタル家電、携帯機器、産業用機械、医療機器向けなどの電子機器用部品及び各種自動車用部品等を提供しています。

FPC、コネクタ、メンブレンスイッチ、電子ワイヤ、HDD用部品、センサ（圧力・酸素）、ヒートパイプ、ワイヤハーネス、電装品

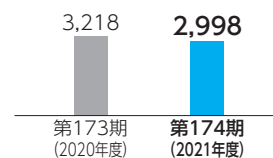
この事業部門全体の売上高は前年度比6.8%減の2,998億円、営業利益は、前年度から70億円増の82億円となりました。

エレクトロニクス事業部門（コネクタ等を含む電子機器用部品事業）では、いわゆる巣ごもり需要の中でデジタル家電、携帯機器向けのコネクタ等が好調となったことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大が追い風となってデジタル社会のインフラ整備が進んだことで、当社がこれまで手掛けてきた主にデータサーバ等に用いられるHDD用部品やサーマル製品の需要が好調となりました。また、世界的な半導体不足を背景とした産業機械向け圧力センサの需要増や、医療機器用酸素センサ等のセンサ類についても引き続き需要が好調となったことなどもあり、コネクタやその他の電子部品が増収となりました。この半面、スマートフォン向けを中心としたFPCは、「100日プラン」に基づいて競争優位性を維持できる当社の高い技術力を活かせる高付加価値品を中心とした領域へのシフトを進めたこともあり、この部門全体としては大幅な減収となりました。一方、利益面では、FPCにおいて高付加価値製品へのシフトを進めるとした受注戦略に加え、前年度に実施した構造改革の効果等があって採算は大幅に改善しました。以上の結果、この部門の売上高は前年度に比べ10.7%減の1,785億円、営業利益は89億円増の138億円となりました。

自動車事業部門（自動車用ワイヤハーネス、電装品事業）では、前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症拡大による拠点閉鎖の影響や、これに起因する物流費の高騰が収益の下押し圧力となりました。上期には、欧州拠点への本社統制の強化、及び受注規模の適正化を推進するとともに、生産性改善、品質安定化によるコスト削減を図ったことで、強い下押し圧力があっても採算を改善しました。しかしながら、下期以降半導体不足の影響が加わった結果、通期の売上高は前年度に比べ0.5%減の1,213億円、営業損失は18億円悪化して56億円となりました。

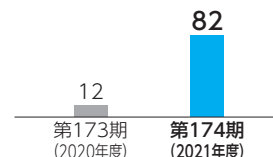
### 売上高

(単位：億円)



### 営業利益

(単位：億円)





## 不動産事業部門

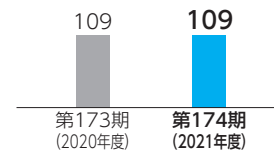
### 主要な事業内容：

「深川ギャザリア」の運営によるビル賃貸事業を行っています。

売上高は前年度同様の109億円、営業利益は前年度から1億円減の51億円となりました。

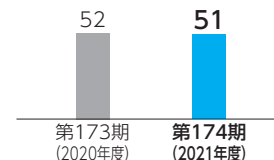
### 売上高

(単位：億円)



### 営業利益

(単位：億円)



### 「100日プラン」の取組み

当社は、早期事業回復を目指し、2020年9月に策定した「100日プラン」に従って、以下のような取り組みを行ってまいりました。この中では、100を超える具体的なアクションアイテムを挙げてその実行に精力的に取り組み、一定の目途がついたことをもって2022年度より持続的成長フェーズへ踏み出すことといたしました。

種別	取組み
ガバナンス強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営体制の刷新</li> <li>・ カンパニー制の発展的解消による事業部門制への変更</li> </ul>
エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子会社の譲渡</li> <li>・ エネルギー事業の分社化方針の決定</li> </ul>
情報通信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ケーブルトータルソリューション事業の強化</li> <li>・ 成長事業への集中投資</li> <li>・ 国内外拠点の統廃合</li> </ul>
FPC事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の技術力を活かせる分野へのシフト</li> <li>・ 事業規模の適正化</li> <li>・ FPC事業の分社化方針の決定</li> </ul>
自動車用ワイヤハーネス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州地区事業再編</li> <li>・ 北米における人員適正化</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有不動産の売却等</li> <li>・ 特別転身支援制度の実施</li> </ul>

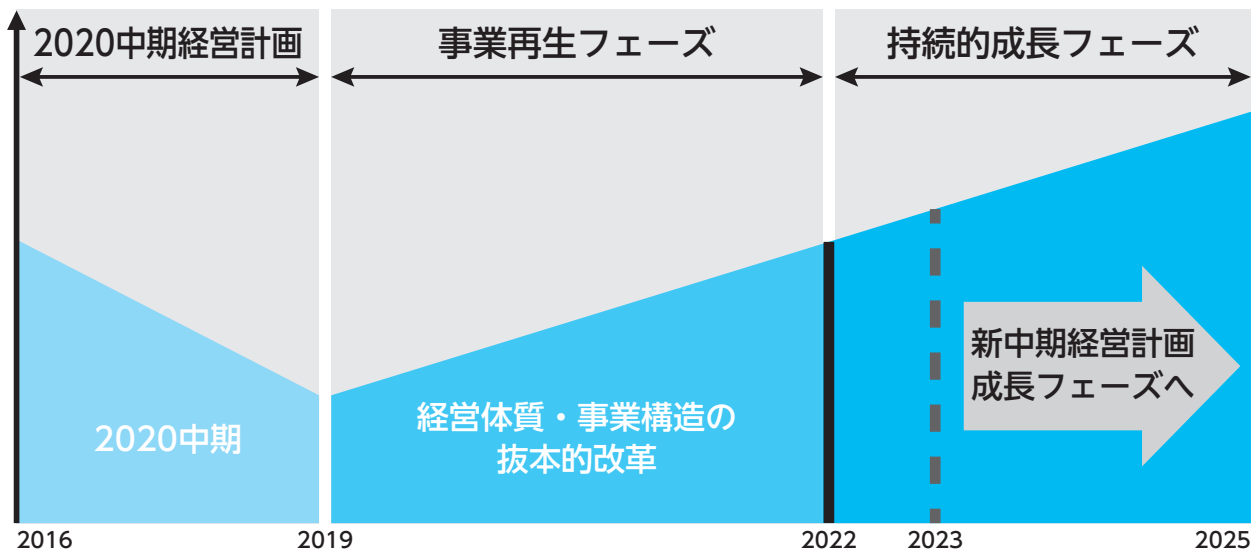
## (2) 対処すべき課題

### ① 「事業再生フェーズ」から「持続的成長フェーズ」への戦略転換

当社は2022年度より持続的成長フェーズへ舵を切ることと決断しました。

2022年度はフェーズ転換を確実にするため、本年2月に公表したFPC事業及びエネルギー事業の再編を着実に進める一方、2023年を開始年度とする中期事業計画を本事業年度中に策定、持続的成長を通じて企業価値向上を図ることができる企業体を目指します。なお、中期事業計画の公表は2023年5月を予定しています。

### 成長フェーズへの転換

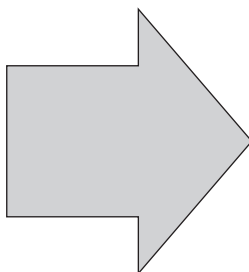
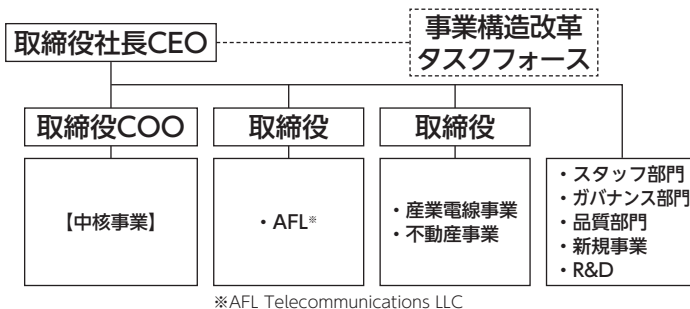


## ②新たな経営体制

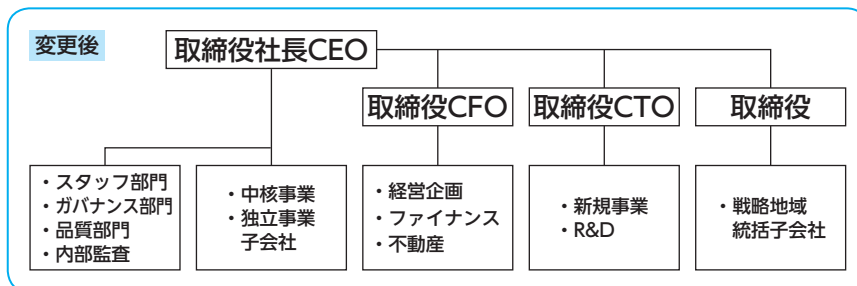
新たな成長に向けて踏み出した「新生フジクラ」の経営体制として、CEO（最高経営責任者、Chief Executive Officer）に加えてCFO（最高財務責任者、Chief Financial Officer）及びCTO（最高技術責任者、Chief Technology Officer）を設置しました。これは、持続的成長の実現に向けて、経営の機能強化、意思決定の迅速化を図るためのものです。

「事業再生フェーズ」下では、CEOとCOO（最高執行責任者、Chief Operating Officer）に権限を集約して、構造改革と中核事業の安定化を推進してきました。2022年度より踏み出す「持続的成長フェーズ」では、「モノづくりの会社」である当社にとって、高い技術力を背景とした戦略の策定と、これを支える財務基盤の確立が重要であると考えています。特に財務及び技術の分野では、高い専門性と豊富な経験を有するとともに、全社的な視座をもって戦略の策定や業務を遂行できる人財を登用することが必須となります。CFOとCTOが財務面と技術開発面の専門性を活かした機能をもってCEOを支援又は補完することにより、CEOが全社戦略の立案及び推進を効果的に行うことができる体制としました。また、海外事業比率の高い当社の最適な経営体制として、全社戦略（CEO）、財務（CFO）、技術（CTO）に加え、グローバルの機能を加えることによって、企業価値の向上及び持続的成長を図ってまいります。

変更前



変更後





一方、取締役会の監督機能の強化として、2022年4月に業務執行を担わない取締役会長が取締役会の議長となることで、取締役会の議事運営の公正性・公平性を高めることとしました。加えて、本年定時株主総会にてご提案予定の新たな経営体制では、取締役総数11名のうち4名を業務執行取締役、7名を業務執行を担わず経営の監督を行う取締役（業務執行を担わない取締役会長1名及び監査等委員である6名）としています。

変更前



(注)

- : 業務執行取締役
- : 非業務執行取締役
- : 独立社外取締役
- : 取締役会議長

### ③2022年度の事業計画と事業部門ごとの重点課題

2022年度の連結の事業計画は、売上高7,000億円（前年度比4.4%増）、営業利益420億円（同9.7%増）、経常利益370億円（同8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は225億円（同42.5%減）としました。

株主の皆様への利益還元は、期末配当として1株当たり16円（6円増配）を予定しております。

#### 【エネルギー・情報通信事業部門】

エネルギー事業部門では、海外の全ての生産拠点について、2020年度をもって実質的に撤退しました。あわせて、海外EPC事業（\*）からの撤退、及び国内事業の選択と集中を実施してまいりました。2022年度は、先般公表いたしましたエネルギー事業の分社化を確実に進め、事業の安定化を図ります。

(\*) 「EPC事業」とは、電線・ケーブルの供給並びに敷設工事の設計及び施工を一体として提供する事業を言います。（Engineering：設計、Procurement：調達、Construction：建設）

情報通信事業部門では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワーク需要の高まり、5G、IoT等の次世代インフラ整備の需要と相まって、引き続き特に欧米を中心としたFTTx、データセンタ等の通信インフラ網構築への積極的な投資が見込まれます。当社の戦略商品SWR®/WTC®は、細径・軽量・高密度、加えて敷設工事における簡便性という特長から通信インフラ増強に最適なソリューションであるとの高評価を得ています。こうした機会を逃すことなく更なる製造能力の増強等、リソースの集中を図り、周辺部品等を加えた光インフラ網構築に向けたトータルソリューションの提供を行ってまいります。

#### 【電子電装・コネクタ事業部門】

エレクトロニクス事業部門では、FPC事業は、事業の再生及び安定化を期すため、2022年5月に、複数の子会社に分散した生産機能や販売機能を、当社100%子会社である株式会社フジクラプリントサーキットに集約して、ひとつの事業体としました。かかる組織再編及び事業の安定的な移管を確実に進めるとともに、従来からの取り組みである品質の向上・技術力の強化についても一層磨きをかけ、競争優位性の維持できる領域へと事業をシフトしてまいります。

コネクタ事業は、これまでのコンシューマー市場向け小型高密度製品を主力に事業展開を図っております。今後事業の幅を広げて、持続的に成長していくことのできる事業体を目指し、車載や医療などの有望市場向けにも力を入れてまいります。

電子部品事業は、リモート環境の常態化等を背景として拡大するデータセンタ需要に対し、HDDの大容量化への対応、熱ソリューション、産業機械向けや医療機器向け等のセンサの提供など、新規市場の開拓や新規顧客を取り込む等により新陳代謝を促進し、高収益性を維持してまいります。

自動車事業部門では、新型コロナウイルス感染症拡大や半導体不足の影響に加え、ウクライナ・ロシア問題を契機としたサプライチェーンの上流及び下流双方における原材料調達や、価格の安定性に懸念が生じるなど、自動車業界は先行き不透明となっています。一方、当社事業としては、これまで取り組んできた生産性の改善や収益を重視した受注戦略の見直し等を含む欧州事業の再編により「稼ぐ力」は戻ってきていると判断しています。引き続き、各拠点のさらなる生産性の向上と品質の安定化によるコスト削減をすすめてまいります。

エレクトロニクス関連事業全体に関する今後の取組として、エレクトロニクス製品の自動車市場への導入を進めています。自動車業界は「CASE」（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）などの100年に一度の変革期を迎えています。当社では既に複数のお客様と高速通信対応、電力制御システム等を共同で開発を進めており、またコネクタ事業部門では次世代車両間通信用コネクタを2021年度から量産開始するほか、PC事業部門においても従来から手掛けるインフォテインメント（\*1）やライティング（\*2）分野に加え、パワートレイン（\*3）分野の製品開発を加速させてまいります。

(\*1) 「インフォテインメント」とは、インフォメーション（情報）とエンターテインメント（娯楽）を組み合わせた造語であり、特に自動車分野におけるナビゲーションシステムやオーディオビジュアル機器向け製品を指します。

(\*2) 「ライティング」とは、ヘッドライト、方向指示器、室内照明等の自動車用照明を指しています。

(\*3) 「パワートレイン」とは、動力伝達装置全般のことを指しており、自動車の挙動としての「走る」「曲がる」「止まる」といった動きを介する装置に使用される電子部品を指しています。

### 【新事業創生・研究開発部門】

持続的成長を実現していくためには、常に事業や製品・技術の新陳代謝を続けていくことが不可欠です。この部門では、製品・技術の新陳代謝を促す原動力の一つとして、以下の3つを目指して研究・開発活動を進めてまいります。

- ・既存事業を支える技術の世界トップレベルに維持し、革新的な新商品を創出すること
- ・新たな立地の検討・技術基盤の構築・事業化まで一気通貫で推進すること
- ・技術的な見地からフジクラの未来のあるべき姿を見定め、成長戦略の構築に貢献すること

特に、当社が掲げる将来ビジョン「2030年ビジョン」で定めた市場分野での新たな価値創出を目指し、市場ニーズや需要の動向などを見極めながら、当社のコア事業・技術を活かせる重点テーマに絞り込んで、新規事業の創出、新製品の開発を継続してまいります。

#### ④品質管理に関する取り組み

品質不適切事案を二度と起こさないために、品質管理を重要課題として位置づけ、品質コンプライアンスを最優先とする全社方針「フジクラ クオリティ方針」に基づき、その浸透活動やグループ全社員を対象とした品質コンプライアンス研修等を行い、これらの実施を継続してまいります。

ガバナンス改革として、品質保証部門の独立性の維持、教育訓練等による実効性を強化し、電子システムによる人為的な操作を排除するなどの仕組みづくりや内部通報制度の周知を引き続き行ってまいります。

また、2019年度より、フジクラグループ全員による品質不適切の再発防止を誓う集会の実施や、関係者間での対話の強化等により「過ちは二度と繰り返さない」という風土の醸成を図っています。

#### ⑤ESG/サステナビリティの取り組み

フジクラグループでは、持続可能な社会への貢献と当社グループの企業価値向上を目指し、サステナビリティに関する5か年の活動計画「サステナビリティ目標2025（2021年度～2025年度）」を制定しています。この目標は、社会課題や国際的なガイドライン、顧客や投資家などステークホルダーの声を参考に、「財務・将来（F）」「環境（E）」「社会（S）」「ガバナンス（G）」の4つのテーマについて2025年度の達成目標を定めています。達成目標は、2016年に制定した「フジクラグループ環境長期ビジョン2050」や2017年に制定した「2030年ビジョン」など、既に公表している長期ビジョンに基づき設定しました。

特に、テーマのひとつである「環境」においては、企業の気候変動対策が社会から注目されています。当社グループは「フジクラグループ環境長期ビジョン2050」に基づき、2050年までにすべての工場からのCO2排出量をゼロにするカーボンニュートラル目標を掲げ、目標達成に向けた取り組みを進めています。また、再生可能エネルギー100%利用を目指す国際団体「RE100」への加盟や、気候変動リスクの開示を進める国際的な活動である「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」への賛同、経済産業省が主導するGXリーグ基本構想（\*）への賛同を公表するなど、引き続き気候変動への取り組みに努めてまいります。

（\*）「GXリーグ基本構想」とは、GX（グリーントランスフォーメーションの略。2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済社会システム全体の変革を進めること。）への挑戦を行い、現在及び未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場（GXリーグ）の設立を進めるために、経済産業省が2022年2月に公表したものです。

#### ⑥ものづくりのDX（Digital Transformation）への取り組み

「ものづくりのDX」として全社スマートファクトリー化構想、“True Connected-Fujikura（TCF）”を策定し、DXによるものづくり力強化の活動を開始しています。現場の生きたデータが各層のマネジメントへ有機的につながり、PDCAサイクル（Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善））が回ることで、タイムリーな工場マネジメント、データドリブン（\*）の事業マネジメントを実現させ、製品、サービス、業務プロセスの変革によるビジネスの優位性確立を目指してまいります。

（\*）データドリブン（Data Driven）とは、様々な種類と膨大な量の情報を蓄積するビックデータとアルゴリズムによって処理された分析結果をもとに、ビジネスの意思決定や課題解決などを行う次世代型の業務プロセスを指しています。

### (3) 当社グループの設備投資の状況

当期は、事業と投資の管理強化及び固定費削減に向け、成長事業を中心とした投資の厳選を旨とした「100日プラン」に従って、総額162億円の設備投資を実施しました。

主要なものとして、欧米を中心としたF T T x、データセンタ等の通信インフラ網構築への積極的な投資を背景とした好調な需要に応えるため、光ケーブルトータルソリューション事業に関連する設備投資を行いました。

### (4) 当社グループの資金調達等についての状況

#### ①資金調達の状況

主要取引金融機関との間で、2021年10月と2022年3月にそれぞれ300億円、合計600億円の短期貸出コミットメントライン契約を締結しました。なお、当期末におけるコミットメントラインの借入実行残高はありません。

#### ②主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社三井住友銀行	28,501
株式会社みずほ銀行	12,143
株式会社三菱UFJ銀行	7,874
三井住友信託銀行株式会社	5,859
株式会社静岡銀行	4,315
シンジケート・ローン	60,000
ハイブリッド・ローン	40,000

(注) シンジケート・ローン及びハイブリッド・ローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入です。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第171期 (2018年度)	第172期 (2019年度)	第173期 (2020年度)	第174期 (当期) (2021年度)
売上高	710,778	672,314	643,736	670,350
営業利益	27,679	3,346	24,422	38,288
経常利益	21,020	1,312	18,380	34,089
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失)	1,453	△38,510	△5,369	39,101
1株当たり当期純利益 (△は損失)	5円09銭	△136円58銭	△19円50銭	141円85銭
純資産	240,910	172,115	184,483	243,657
総資産	638,318	576,090	569,124	611,526

(注) 「収益認識に関する計算基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 当社グループの主要拠点 (名称及び所在地)

- ◇当社 本 社 東京都江東区  
 営業所 関西支店 (大阪府)、中部支店 (愛知県)  
 工 場 佐倉事業所 (千葉県)、鈴鹿事業所 (三重県)、沼津事業所 (静岡県)
- ◇子会社 ㈱フジクラ・ダイヤケーブル (東京都)、西日本電線㈱ (大分県)、America Fujikura Ltd. (米国)、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd. (タイ王国)、藤倉電子(上海)有限公司 (中国)、DDK (Thailand) Ltd. (タイ王国)、第一電子工業(上海)有限公司 (中国)、フジクラ電装㈱ (山形県)、Fujikura Automotive Europe S.A.U. (スペイン)、Fujikura Automotive America LLC (米国)

## (7) 当社グループの使用人の状況 (2022年3月31日現在)

(単位：名)

事業部門等	従業員数 (名)
エネルギー・情報通信事業部門	11,201 ( 787 )
電子電装・コネクタ事業部門	39,917 ( 7,964 )
エレクトロニクス事業部門	12,022 ( 4,908 )
自動車事業部門	27,895 ( 3,056 )
不動産事業部門	18 ( 13 )
本社・その他	1,298 ( 172 )
合 計	52,434 ( 8,936 )

(注) ( ) は平均臨時従業員数 (外数) です。

## (8) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

当社の重要な子会社の概要は以下のとおりであり、それぞれ記載の製品の製造・販売等を行っています。なお、当社連結子会社は98社（前年比3社減）、持分法適用会社は10社（前年比1社増）です。

会社名等	資本金 出資比率	主要な事業内容
(株)フジクラ・ダイヤケーブル	資本金 5,400百万円 出資比率 60.0%	電線・ケーブル
西日本電線(株)	資本金 960百万円 出資比率 60.8%	電線・ケーブル
America Fujikura Ltd.	資本金 202百万USドル 出資比率 100.0%	OPGW、光ケーブル、光融着接続機、光接続部品、通信関連工事
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	資本金 11,552百万タイバツ 出資比率 100.0%	FPC
藤倉電子（上海）有限公司	資本金 97百万人民元 出資比率 100.0%	FPC
Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.	資本金 3,068百万タイバツ 出資比率 100.0%	電子部品
DDK (Thailand) Ltd.	資本金 1,730百万タイバツ 出資比率 100.0%	コネクタ
フジクラ電装(株)	資本金 1,773百万円 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	資本金 6万ユーロ 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive America LLC	資本金 3百万USドル 出資比率 100.0%	自動車用ワイヤハーネス

## (9) その他

- ① 2021年7月30日付で、電気・情報通信関連工事業業にかかる100%子会社であった株式会社フジクラエンジニアリングを、株式会社きんでんへ譲渡しました。
- ② 2021年10月1日付で、配電部品関連事業にかかる100%子会社であった株式会社フジクラコンポーネツを株式会社NSSK-Qへ譲渡しました。
- ③ 2022年2月9日付で、FPC事業及び送電・メタルケーブル事業について、それぞれ新たに当社100%子会社を設立して当該事業を会社分割により承継する方針を決定しました。なお、FPC事業については、2022年3月1日付で株式会社フジクラプリントサーキットを設立しました。当社並びに当社100%子会社である株式会社東北フジクラ及び同じく藤倉商事株式会社は、2022年5月1日を効力発生日とする吸収分割により、各社が有するFPC事業を株式会社フジクラプリントサーキットに承継することとしました。

## 2 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,190,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 295,863,421株 (自己株式19,456,613株を含む。)
- (3) 株主数 27,343名 (前期末比2,509名減)
- (4) 大株主

(単位：千株、%)

株主名	所有株式数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	56,450	20.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,816	6.81
大樹生命保険株式会社	10,192	3.69
株式会社三井住友銀行	8,456	3.06
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777	2.45
DOWAメタルマイン株式会社	6,564	2.37
株式会社静岡銀行	5,789	2.09
フジクラ従業員持株会	4,927	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,476	1.26
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,411	1.23

- (注) 1. 上記所有株式数は株主名簿に基づき記載しています。  
2. 当社は自己株式を19,456,613株保有していますが、上表からは除外しています。なお、監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式602,492株は、自己株式には含まれていません。  
3. 出資比率は自己株式を控除して計算しています。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役	152,122株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知35ページ「(5) 取締役の報酬等」のとおりです。



### 3 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

#### (1) 取締役

地位	氏名	担当
取締役社長CEO <sup>(※)</sup>	伊藤 雅彦	コーポレートガバナンス統括部門、コーポレートスタッフ部門、コーポレートファイナンス部門、コーポレート品質統括部門、新事業創生・研究開発部門、構造改革タスクフォース
取締役COO <sup>(※)</sup>	岡田 直樹	情報通信事業部門、P C事業部門、コネクタ事業部門、自動車事業部門、電子部品事業部門、生産技術部門
取締役執行役員	Joseph E. Gallagher	AFL Telecommunications LLC 社長
取締役執行役員	稲葉 雅人	産業電線事業担当、営業・業務部門、不動産事業部門
取締役 監査等委員 (常勤)	関川 茂夫	
取締役 監査等委員 (社外)	白井 芳夫	
取締役 監査等委員 (社外)	花崎 浜子	
取締役 監査等委員 (社外)	吉川 恵治	
取締役 監査等委員 (社外)	山口 洋二	
取締役 監査等委員 (社外)	目黒 高三	

(注) 1. ※印は代表取締役です。

2. 監査等委員会の活動の実効性を確保するため常勤の監査等委員を選定しています。
3. 取締役 監査等委員 白井芳夫氏、花崎浜子氏、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
4. 取締役 監査等委員 山口洋二氏は、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験を持ち、財務・会計について相当程度の知見を有しています。  
取締役 監査等委員 目黒高三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計について相当程度の知見を有しています。
5. 重要な兼職の状況は次のとおりです。  
取締役執行役員 Joseph E. Gallagher氏は、当社の子会社であるAFL Telecommunications LLC、ATI International Investments Inc.、ITC Service Group Intermediary LLC各社の社長及びFiberRise Communications, LLCの取締役です。  
取締役 監査等委員 白井芳夫氏は、セイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員です。  
当社とセイコーエプソン株式会社は、FPC、電子ワイヤ及び圧力センサの販売に関する取引があります。  
取締役 監査等委員 吉川恵治氏は、関西ペイント株式会社の社外取締役及びイオンディライト株式会社の社外取締役です。  
取締役 監査等委員 花崎浜子氏は、北青山法律事務所所属の弁護士です。
6. 取締役 監査等委員 白井芳夫氏、花崎浜子氏、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ています。

7. 取締役 監査等委員 小田康之氏、下志万正明氏、阿部謙一郎氏及び村田恒子氏につきましては、2021年6月30日開催第173期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
8. 監査等委員でない取締役 関川茂夫氏は、2021年6月30日開催第173期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、同株主総会において監査等委員である取締役に就任いたしました。
9. 2022年4月1日をもって、取締役の地位及び担当を変更し、以下のとおりとしました。

氏名	変更後	変更前
伊藤 雅彦	取締役会長 取締役会議長	代表取締役 取締役社長CEO コーポレートガバナンス統括部門、コーポレートスタッフ部門、コーポレートファイナンス部門、コーポレート品質統括部門、新事業創生・研究開発部門、構造改革タスクフォース
岡田 直樹	代表取締役 取締役社長CEO 監査部、コーポレート品質統括部門、コーポレートガバナンス統括部門、コーポレートスタッフ部門、生産技術部門、情報通信事業部門、電子部品・コネクタ事業部門、自動車事業部門、P.C事業部門	代表取締役 取締役COO 情報通信事業部門、P.C事業部門、コネクタ事業部門、自動車事業部門、電子部品事業部門、生産技術部門
稲葉 雅人	取締役	取締役執行役員 産業電線事業担当、営業・業務部門、不動産事業部門

10. 取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。(2022年4月1日現在)

地位	氏名	担当
執行役員CFO	竹本 浩一	コーポレート企画部門、不動産事業部門
執行役員CTO	坂野 達也	新事業創生・研究開発部門
執行役員	新堂 桂子	コーポレートガバナンス統括部門
執行役員	森 祐起	コーポレートスタッフ部門
執行役員	川西 紀行	情報通信事業部門
執行役員	福原 純二	電子部品・コネクタ事業部門
執行役員	那須 秀一	自動車事業部門
執行役員	萬玉 哲也	生産技術部門

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、当該保険契約により、被保険者がその業務執行に起因して法律上負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。また、被保険者のうち当社取締役（監査等委員である取締役を含む）は、保険料のうち5%を個人で負担することとしています。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としています。

## (4) 社外役員に関する事項

当社の社外取締役は白井芳夫氏、花崎浜子氏、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏です。

### 当事業年度における主な活動状況

	出席状況・発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員 白井芳夫	<p>当社は、白井芳夫氏に対して、長年にわたる企業経営の豊富な経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。</p> <p>同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。</p> <p>なお、同氏は、指名諮問委員会の委員長及び報酬諮問委員会の委員を務めております。</p> <p>(出席状況) 取締役会 100% (15/15回) 監査等委員会 100% (20/20回) 指名諮問委員会 100% (8/8回) 報酬諮問委員会 100% (8/8回)</p>
取締役 監査等委員 花崎浜子	<p>当社は、花崎浜子氏に対して、弁護士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。</p> <p>同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。</p> <p>(出席状況) 取締役会 100% (15/15回) 監査等委員会 100% (20/20回)</p>
取締役 監査等委員 吉川恵治	<p>当社は、吉川恵治氏に対して、長年にわたる企業経営の豊富な経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。</p> <p>同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。</p> <p>なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員長及び指名諮問委員会の委員を務めております。</p> <p>(出席状況) 取締役会 100% (12/12回) 監査等委員会 100% (15/15回) 報酬諮問委員会 100% (6/6回) 指名諮問委員会 100% (8/8回)</p>
取締役 監査等委員 山口洋二	<p>当社は、山口洋二氏に対して、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。</p> <p>同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。</p> <p>なお、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めております。</p> <p>(出席状況) 取締役会 100% (12/12回) 監査等委員会 100% (15/15回) 指名諮問委員会 100% (8/8回)</p>
取締役 監査等委員 目黒高三	<p>当社は、目黒高三氏に対して、公認会計士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。</p> <p>同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。</p> <p>なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員を務めております。</p> <p>(出席状況) 取締役会 100% (12/12回) 監査等委員会 100% (15/15回) 報酬諮問委員会 100% (6/6回)</p>

※1 取締役 監査等委員 吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏につきましては、2021年6月30日開催第173期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。

## (5) 取締役の報酬等

### ①取締役報酬の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の報酬の決定方針及び報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。）の答申を経て、取締役会で決議することとしています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は取扱製品が多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度を改めて定めたものです。

#### 〔1〕「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位・グレード別の固定額とします。

#### 〔2〕「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位・グレード別の基礎額を設定し、一定の指標（営業利益率、株主資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC））に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。これらの指標は、「経営施策が反映されやすい指標」、「株主への利益還元度と相関の強い指標」であり、当社の成長戦略と親和性の高い指標であることから採用しています。なお、当事業年度における「短期業績連動報酬」に係る指標の目標としては、2020年3月期の終わりに取締役会で決議された2021年3月期の連結年度計画より算出した上述の各指標を採用していました。これらと同期の連結年度実績より算出した同指標との比較から達成度を測り、当事業年度における短期業績連動報酬の支給額を決定しています。

#### 〔3〕「株式報酬」

上記〔1〕及び〔2〕とは別に、取締役の報酬として当社普通株式を交付するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的とするものです。

なお、当該株式の交付を受ける時期は、原則として監査等委員でない取締役の退任時です。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）は最大で概ね4割強となる見込みです。

業務執行取締役以外の取締役のその職務の執行に対する報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

監査等委員である取締役の報酬の決定方針及び報酬等の決定については、市場環境を踏まえ、その職責を鑑みた固定報酬とし、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

なお、当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## ②取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役	208百万円	142百万円	34百万円	32百万円	5名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	29百万円	25百万円	4百万円		2名
監査等委員である取締役 (社外取締役)	67百万円	67百万円			8名

- (注) 1. 当社には監査等委員でない取締役のうち、社外取締役はおりません。  
 2. 上記には、2021年6月30日開催第173期定時株主総会終結の時をもって期間満了により退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役4名を含んでいます。  
 3. 当事業年度における「短期業績連動報酬」に係る主要な指標の目標及び実績値は下記のとおりです。  
 (業績連動係数)

指標の種別	目標値 (2021年3月期連結年度経営計画)	実績値 (2021年3月期連結年度経営実績)
連結営業利益率	1.8%	3.8%
連結株主資本利益率 (ROE)	▲6.5%	▲3.4%

4. 監査等委員である取締役に対する業績連動報酬は、2020年度において監査等委員でない取締役であった期間中の業績結果を踏まえ監査等委員である取締役の報酬として決定したものです。
5. 取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬について、上記①「取締役報酬の決定に関する方針」の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しています。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の決定にあたっては、報酬諮問委員会において、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について決定プロセスの公正性及び妥当性を検証することとしており、報酬諮問委員会から公正かつ妥当である旨の答申を受けています。
6. 監査等委員会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬について、報酬諮問委員会に出席した監査等委員から報告を受け、協議した結果、報酬諮問委員会における監査等委員でない取締役の報酬等の決定プロセスは適切であり、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っています。
7. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ①監査等委員でない取締役の報酬額は、2017年6月29日開催第169期定時株主総会において年額600百万円以内と決議しています。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の額を年額120百万円以内、株式数の上限を年285千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しています。同定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は9名（うち、社外取締役はおりません。）です。
- ②監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月29日開催第169期定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は4名。）です。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定申請書に関する合意された手続

### (3) 当社グループ全体での報酬額

	支払額
①当社の当期に係る会計監査人としての報酬等の額	116百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の額を含む。）	173百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しています。

2. 重要な子会社であるAmerica Fujikura Ltd.、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、藤倉電子(上海)有限公司、Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.、DDK (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.及びFujikura Automotive America LLCは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画と実績の比較、当事業年度の監査項目別監査時間及び内容などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査等委員全員の同意に基づき、解任する方針です。また当社の業容、連結グループを含む企業規模の変化、他の監査機関との円滑な提携等の観点から判断して当社の監査業務に重大な支障が生じまたはそのおそれがあると認めた場合、監査等委員会は「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会に提案いたします。



## 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

#### ① 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

##### 【経営体制】

#### (1) 取締役会

当社は2017年に監督と執行の分離を目指し、監査等委員会設置会社へ移行した。2021年3月末日をもって半数以上の社内取締役は辞任し、取締役総数10名、うち社外取締役5名（全て監査等委員）、社内取締役5名の体制となる。取締役会における社外取締役の比率を50%に引き上げて、取締役会による業務執行側に対する監督機能を強化する。取締役会の半数を構成する社外取締役は、当社経営から独立した者であり、経営経験や財務・法務などの専門的知見を備え、取締役会での経営に関わる重要事項（中長期戦略の立案、事業ポートフォリオの見直し等）を社内取締役とともに、十分な討議をもって決定する。

#### (2) 業務執行体制

当社では、取締役会の決議により、原則として業務執行取締役の中から、最高経営責任者（CEO：Chief Executive Officer）及び最高執行責任者（COO：Chief Operating Officer）を定めることができる。CEO（以下、「取締役社長CEO」という。）は、取締役会議長であるとともに当社及び当社の子会社から成る企業集団全体（以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という）についての最高経営責任者となる。また、取締役社長CEOは当社の業務執行全体を統轄する者として、各事業部門による事業推進、構造改革の推進、およびコーポレート部門による監視・監督に最終的な責任を有する。COOは、当社グループの中核的事業の推進を統轄する責任を有する。

#### (3) 監査等委員会

監査等委員会は、1名の常勤社内取締役と5名の社外取締役の合計6名で構成される。また、監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設けて専任の常勤者を配置する。

##### 【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役は、取締役会で定められたその所管する事業部門、事業部門を支援する部門若しくはコーポレート部門等又はグループ会社について、自ら又は管下に配置される執行役員による業務執行を統轄し、以下②及び③に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、業務執行取締役は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム（以下②）の遵守及び実行の状況を監督する。このため、必要に応じて自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、執行側から提供される情報の内容を確認・

検証するほか、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求める。以上と合わせ、監査等委員会、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

## ②会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

**【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】**

### (1) 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

**【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】**

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会に付議すべき議案は、審議事項の法令・定款への適合性を事前に経営企画室や法務室などによって検証される。取締役会では、取締役及び監査等委員による他の取締役の業務執行に対する監督に加え、専門性を有する社外取締役（弁護士、公認会計士など）が審議に加わって十分な確認が行われる。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限移譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室が内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、必要に応じて直接又は監査等委員会室を通じて内容・詳細の確認を行う。

内部監査部門は、取締役の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見したときは、直ちに当該事実につき担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的開催されるリスク管理委員会でも共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、「内部通報制度運用規程」を定め内部通報制度を運用する。総務部及び外部弁護士を通報窓口として設置するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保等を定めている。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

### (2) 会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項

**【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】**

取締役会の報告・決定事項並びに業務執行取締役の決定事項に関して、報告・決定のため作成され会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、経営企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスク管理委員会、事業部門経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。



会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

### (3) 会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項

#### 【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、『フジクラ リスク管理規程』に基づき取締役社長CEOを委員長とするリスク管理委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

### (4) 会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

#### 【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役社長CEOを最高経営責任者、COOを執行責任者とする執行の体制は、その効率かつ迅速な事業運営のため、意思決定を取締役会及び業務執行取締役に配分する。

取締役会は、経営の監督に集中する観点から成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの極めて重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定する。このため、取締役会の構成は、業務執行取締役だけでなく、多様な専門的知見を持ち、かつ当社経営から独立した社外取締役を半数以上とする。

業務執行取締役は、自己の管掌する組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について管下の執行役員等にその職務権限を委譲し、その統轄及び重要な事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

### (5) 会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

#### 【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

日常的な業務については、コーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、内部監査部門による監査によって課題の抽出、対策の立案及びその実施確認が行われる。内部監査部門は、従業員その他当社業務に従事する者の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見した時は、当該事実につき担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、コンプライアンス推進のための「グループ行動規範」の策定と周知を通じてその徹底を図るとともに、取締役社長CEOが委員長を務めるリスク管理委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、グループ経営の観点から方向付けを行う。

内部通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、総務部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

## **(6) 会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項**

### **【企業集団における業務の適正を確保するための体制】**

各グループ会社について、当社内に所管部門を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。または、業務執行取締役が直轄してグループ会社の経営全般について責任を負う場合がある。

(イ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門またはグループ会社を直轄する業務執行取締役は、グループ会社からの報告を規律するものとして事業部門経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績等の事項については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する体制を整備する。所管部門またはグループ会社を直轄する業務執行取締役は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて意思疎通が綿密かつ円滑に行うことができる体制とする。

(ニ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策のグループ会社における実行等を行う。

内部監査部門は、グループ会社の取締役、従業員その他等がグループ会社の業務に従事する者の職務の執行に関して、法令、定款又は当社が定める個別の法令遵守のための諸施策等に違反する事実を発見した時は、当該事実につき担務取締役及び監査等委員会に報告する義務を負う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる内部通報制度を整備する。

### ③会社法第399条の13第1項第1号(ロ)の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

#### (1) 会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

経営企画室及び法務室を所管する業務執行取締役（以下、「コーポレート担当取締役」という）は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、コーポレート担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

#### (2) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、総務部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及び事業部門経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。経営企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、（また、他のコーポレート部門と情報を共有し、）あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

### **(3) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号口の事項**

**【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】**

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、総務部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

コーポレート部門及び事業部門内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

### **(4) 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項**

**【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制】**

当社及びグループ会社は、前号イ、又はロ、の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

### **(5) 会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項**

**【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】**

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に必要なものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

### **(6) 会社法施行規則第110条の4第1項第7号の事項**

**【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】**

監査等委員会は、取締役社長CEOを含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となるコーポレート担当役員は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①コンプライアンス・リスクマネジメント体制

当年度中にリスク管理委員会を8回開催いたしました。同委員会では、各事業部門におけるリスク管理及びその対応事例の共有等を行ってきました。自動車事業部門ではウクライナに拠点を有していることから、期末にかけてウクライナにおける危機対応について集中的に検討を行っています。また、現在リスク管理全般にかかる実効性向上のためのプロジェクトを進めており、同委員会においてその推進状況の確認等を行っています。

業務執行取締役が決裁権限を委譲された事項は、当該事項に関係するコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、事業部門管理組織等が適法性・妥当性について管理を行ってきました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスク管理委員会とは別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査等委員会へ報告されています。

また、コーポレートガバナンス推進室において、リスクマネジメントやコンプライアンスに関連する複数のプロジェクトを立ち上げて、内部監査機能の強化や内部通報制度の実効性向上のための課題の抽出とその改善策の検討などを進めています。

### ②グループ会社の経営管理体制

各事業部門又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、全グループ会社における適切な整備を進めています。また、各事業部門等は、グループ会社を含めた事業部門経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

当社グループの現状に鑑み、グループガバナンス強化に向けた検討を進めています。

### ③監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令を受け、監査等委員会の支援を行っています。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

加えて、監査・監督機能をより実効的なものとするため、取締役会とは別に、監査等委員会と業務執行取締役や個別の事業を担務する執行役員との定期的な会合の場を設けて、意見交換などを行ってきました。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

\* 本事業報告の記載金額及び株数等は、表示単位を四捨五入して表示しています。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>369,141</b>
現金及び預金	91,041
受取手形	14,698
売掛金	120,260
契約資産	9,920
商品及び製品	34,930
仕掛品	33,322
原材料及び貯蔵品	44,380
その他	21,217
貸倒引当金	△628
<b>固定資産</b>	<b>242,385</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>174,130</b>
建物及び構築物	79,829
機械装置及び運搬具	56,396
土地	14,918
リース資産	6,059
建設仮勘定	9,413
その他	7,513
<b>無形固定資産</b>	<b>15,413</b>
のれん	6,878
その他	8,535
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,843</b>
投資有価証券	29,100
退職給付に係る資産	889
繰延税金資産	7,377
その他	15,625
貸倒引当金	△127
投資損失引当金	△20
<b>資産合計</b>	<b>611,526</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>198,418</b>
支払手形及び買掛金	71,841
短期借入金	71,014
未払法人税等	5,514
契約負債	4,933
関係会社事業損失引当金	1,865
その他の引当金	989
その他	42,262
<b>固定負債</b>	<b>169,451</b>
社債	30,000
長期借入金	110,477
その他の引当金	267
退職給付に係る負債	10,537
その他	18,170
<b>負債合計</b>	<b>367,869</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>197,085</b>
資本金	53,076
資本剰余金	28,054
利益剰余金	126,530
自己株式	△10,575
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>23,407</b>
その他有価証券評価差額金	1,118
繰延ヘッジ損益	△714
為替換算調整勘定	25,385
退職給付に係る調整累計額	△2,381
<b>非支配株主持分</b>	<b>23,165</b>
<b>純資産合計</b>	<b>243,657</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>611,526</b>

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		670,350
売上原価		543,762
売上総利益		126,588
販売費及び一般管理費		88,300
営業利益		38,288
営業外収益		
受取利息	324	
受取配当金	715	
持分法による投資利益	2,103	
雇用調整助成金	85	
その他	1,435	4,662
営業外費用		
支払利息	2,497	
為替差損	45	
製品補修費用	1,449	
資金調達費用	809	
その他	4,062	8,861
経常利益		34,089
特別利益		
固定資産売却益	15,375	
関係会社株式売却益	5,675	
受取保険金	1,230	
その他	5	22,285
特別損失		
事業構造改善費用	3,500	
減損損失	818	
その他	380	4,698
税金等調整前当期純利益		51,675
法人税、住民税及び事業税	10,830	
法人税等調整額	714	11,545
当期純利益		40,131
非支配株主に帰属する当期純利益		1,030
親会社株主に帰属する当期純利益		39,101



## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,076	27,740	87,514	△10,864	157,466
会計方針の変更による累積的影響額			3		3
遡及処理後当期首残高	53,076	27,740	87,517	△10,864	157,469
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			39,101		39,101
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分				292	292
連結子会社株式の取得による持分の増減		314			314
連結範囲の変動			△88		△88
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	314	39,013	288	39,703
当期末残高	53,076	28,054	126,530	△10,575	197,085

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,185	△917	8,347	△3,253	5,363	21,654	184,483
会計方針の変更による累積的影響額					-		3
遡及処理後当期首残高	1,185	△917	8,347	△3,253	5,363	21,654	184,486
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益					-		39,101
自己株式の取得					-		△3
自己株式の処分					-		292
連結子会社株式の取得による持分の増減					-		314
連結範囲の変動					-		△88
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△67	202	17,037	872	18,045	1,510	19,555
当期変動額合計	△67	202	17,037	872	18,045	1,510	59,170
当期末残高	1,118	△714	25,385	△2,381	23,407	23,165	243,657

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>175,970</b>
現金及び預金	58,136
受取手形	966
売掛金	64,501
商品及び製品	5,567
仕掛品	10,601
原材料及び貯蔵品	2,878
未収入金	14,196
短期貸付金	16,545
その他	2,657
貸倒引当金	△76
<b>固定資産</b>	<b>164,933</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>75,079</b>
建物	52,835
構築物	2,500
機械装置	6,707
土地	10,319
建設仮勘定	1,392
その他	1,326
<b>無形固定資産</b>	<b>2,476</b>
ソフトウェア	1,663
その他	813
<b>投資その他の資産</b>	<b>87,378</b>
投資有価証券	7,023
関係会社株式	61,588
関係会社出資金	15,701
長期貸付金	8,342
前払年金費用	2,543
その他	615
貸倒引当金	△8,378
投資損失引当金	△57
<b>資産合計</b>	<b>340,903</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>108,752</b>
支払手形	98
買掛金	37,786
短期借入金	28,643
未払費用	11,395
預り金	21,049
関係会社事業損失引当金	1,865
その他	7,918
<b>固定負債</b>	<b>145,965</b>
社債	30,000
長期借入金	106,101
長期預り敷金保証金	7,737
その他の引当金	320
繰延税金負債	510
その他	1,297
<b>負債合計</b>	<b>254,717</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>85,958</b>
資本金	53,076
資本剰余金	28,302
資本準備金	13,269
その他資本剰余金	15,034
利益剰余金	15,103
その他利益剰余金	15,103
固定資産圧縮積立金	954
繰越利益剰余金	14,149
自己株式	△10,524
<b>評価・換算差額等</b>	<b>228</b>
その他有価証券評価差額金	881
繰延ヘッジ損益	△653
<b>純資産合計</b>	<b>86,186</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>340,903</b>

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		328,436
売上原価		295,302
売上総利益		33,134
販売費及び一般管理費		27,095
営業利益		6,040
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,715	
その他	1,160	13,875
営業外費用		
支払利息	1,668	
社債利息	69	
為替差損	162	
資金調達費用	809	
製品補修費用	682	
関係会社事業損失引当金繰入額	658	
貸倒引当金繰入額	575	
債務保証損失引当金繰入額	19	
その他	1,371	6,013
経常利益		13,902
特別利益		
固定資産売却益	9,869	
関係会社株式売却益	7,702	
債務保証損失引当金戻入額	27	
その他	106	17,704
特別損失		
事業構造改善費用	3,248	
減損損失	632	
固定資産売却損	467	
その他	337	4,684
税引前当期純利益		26,922
法人税、住民税及び事業税		1,571
当期純利益		25,351

# 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	53,076	13,269	15,034	28,302	954	△11,191	△10,237
会計方針の変更による累積的影響額				-		△11	△11
遡及処理後当期首残高	53,076	13,269	15,034	28,302	954	△11,202	△10,248
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金積立額				-	0	△0	-
当期純利益				-		25,351	25,351
自己株式の取得				-			-
自己株式の処分				-			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				-			-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	0	25,351	25,351
当期末残高	53,076	13,269	15,034	28,302	954	14,149	15,103

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,815	60,327	936	△762	174	60,501
会計方針の変更による累積的影響額		△11			-	△11
遡及処理後当期首残高	△10,815	60,316	936	△762	174	60,490
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金積立額			-		-	-
当期純利益		25,351			-	25,351
自己株式の取得	△1	△1			-	△1
自己株式の処分	292	292			-	292
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			-	△54	108	54
事業年度中の変動額合計	291	25,642	△54	108	54	25,696
当期末残高	△10,524	85,958	881	△653	228	86,186

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社フジクラ  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤	剛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五代	英紀	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジクラの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社フジクラ  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 剛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五代 英紀	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジクラの2021年4月1日から2022年3月31日までの第174期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第174期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人PwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネットなどを経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は品質管理を重要課題と位置づけ、品質管理強化の諸施策を実施しており、監査等委員会ではその実施状況を確認しております。その取り組みに対して、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、品質管理強化諸施策の実施状況を、今後も継続的に確認してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社フジクラ 監査等委員会

常勤監査等委員	関川茂夫	㊟
監査等委員	白井芳夫	㊟
監査等委員	花崎浜子	㊟
監査等委員	吉川恵治	㊟
監査等委員	山口洋二	㊟
監査等委員	目黒高三	㊟

(注) 監査等委員 白井芳夫、花崎浜子、吉川恵治、山口洋二及び目黒高三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上